

施 第 177 号
令和 7 年 1 月 30 日
警 察 本 部 長

行政情報モニターシステム運用要領について

(概要)

本通達は、埼玉県警察が行政情報モニターシステムの適正かつ有効な活用を図ることを目的として、本システムの運用に関し必要な事項について定めている。